



平成 2 9 年 第 4 回
本別町議会臨時会会議録

自 平成 2 9 年 8 月 9 日
至 平成 2 9 年 8 月 9 日

本 別 町 議 会

平成29年本別町議会第4回臨時会会議録

平成29年8月9日(水曜日) 午前10時00分開会

議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第56号	平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について
日程第 5	議案第57号	平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について
日程第 6	議案第58号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 7	議案第59号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 8	議案第60号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第56号	平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について
日程第 5	議案第57号	平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について
日程第 6	議案第58号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 7	議案第59号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 8	議案第60号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

出席議員(11名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	高橋利勝君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君

10番 阿保静夫君

欠席議員(1名)

9番 林武君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田収君
保健福祉課長	村本信幸君	住民課長	千葉輝男君
老人ホーム所長	井戸川一美君	国保病院事務長	藤野和幸君
総務課長補佐	中川雅之君	教育長	中野博文君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巢正樹君	総務担当副主査	塚谷直人君
------	-------	---------	-------

開会宣告（午前10時00分）

開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成29年第4回本別町議会臨時会を開会します。

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫君、小笠原良美君、及び矢部隆之君を指名します。

日程第2 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告第16号専決処分報告。

平成29年度本別町一般会計補正予算（第7回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第16号専決処分報告。

平成29年度本別町一般会計補正予算（第7回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億8,455万9,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入であります。16款1項1目寄付金2節民生費寄付金15万円の増額補正は、高齢者福祉振興基金として、昭和4年巳年会会長、様から5万円、本別町南1丁目

にお住まいの 様から10万円の指定寄付金でございます。

次の歳出であります。寄付者の意向により、それぞれ基金への積み立てにあてるものでございます。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

報告第17号専決処分報告。

平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）について報告を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 報告第17号専決処分報告。

平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億9,007万円とするものであります。

それでは事項別明細書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

上段の歳入であります。3款1項1目寄付金1節指定寄付金50万円の補正は、本別町押帯 番地 にお住まいの 様から50万円の寄付をいただいております。

下段の歳出であります。1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費のうち寄付者の意向によりまして、11節需用費、消耗品費、介護材料として利用者の排泄時の便器の座りや立ち上がりを容易にする補高便座3個を、18節備品購入費、施設等備品としまして床ずれ褥瘡予防のためのエアーマット2枚、夏季高温時や利用者熱発時に使用する冷却材保存用冷凍庫1台、感染症予防のための加湿器6台、多用途に利用できるリハビリテーブル1台の購入にあてるものであります。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

報告第18号専決処分報告。

平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について報告を求めます。

藤野病院事務長。

病院事務長（藤野和幸君） 報告第18号専決処分報告。

平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入、第7項寄付金を30万円増額補正し、資本的収入の総額を1億6,424万2,000円とするものであります。内容は、本別町押帯 番地 、
様から30万円の寄付金を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出、第3項投資を30万円増額補正し、資本的支出の総額は1億9,419万9,000円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては省略させていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

次に、監査委員から平成29年6月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、報告済みとします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第56号

議長（方川一郎君） 日程第4 議案第56号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第56号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）につきまして、提案内容を御説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,532万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,107万円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により、説明させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

9款1項1目基金積立金3,258万7,000円の増額は、平成28年度決算により、剰余金を基金に積み立てるものでございます。

基金の状況ですけれども、平成28年度末現在5,452万6,000円、今回の積立金3,258万7,000円の計8,711万3,000円となっております。なお、平成29年度当初予算において5,927万円を取り崩しをしております、今後も更なる取り崩しを予想しているところでございます。

続きまして、その下の10款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金2,274万1,000円の増額補正は、療養給付費等負担金1,757万7,000円などの精算償還金でございます。

続きまして、歳入ですが3ページ、4ページをお願いいたします。

11款1項繰越金1目療養給付費交付金繰越金481万2,000円、2目その他繰越金5,051万6,000円は、それぞれ療養給付費交付金及び一般被保険者分の前年度決算による繰越金でございます。

以上、議案第56号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号

議長(方川一郎君) 日程第5 議案第57号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 議案第57号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,474万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,527万8,000円とする内容であります。

それでは、歳入から事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の1、歳入ですが、4款1項支払基金交付金2目地域支援事業交付金2節過年度分40万2,000円の補正は、実績確定に伴います精算交付金であります。

次の8款1項1目1節繰越金1,433万9,000円の補正は、平成28年度決算見込による前年度繰越額の一部を補正するものであります。

下段の2、歳出ですが、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金23節償還金利子及び割引料1,474万1,000円の補正は、介護給付費に係る国庫負担金等及び地域支援事業に係る国庫補助金等について、平成28年度の実績確定に伴います精算償還金であります。

以上、平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号

議長（方川一郎君） 日程第6 議案第58号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第58号北海道市町村総合事務組合理約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村総合事務組合の組織団体の名称変更が生じたため、北海道市町村総合事務組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。

変更内容の1点目といたしましては、平成29年6月1日付で西胆振消防組合が共同処理する事務として、火葬場に関する事務の追加により、西胆振行政事務組合に変更。

2点目といたしましては、平成29年8月1日付けで江差町ほか2町学校給食組合が、厚沢部町の脱退に伴い、江差町・上ノ国町学校給食組合に変更されました。

これに伴いまして、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合理約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振総合振興局（12）の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

別表第2の1から7の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表9の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第58号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号

議長(方川一郎君) 日程第7 議案第59号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第59号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の組織団体の名称変更が生じたため、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の必要が生じてまいりました。

これに伴い、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものです。

変更内容につきましては、先程御承認いただきました、北海道市町村総合事務組合理約の変更と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表 一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振管内の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附則。

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第59号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号

議長（方川一郎君） 日程第8 議案第60号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第60号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の組織団体の名称変更が生じたため、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の必要が生じてまいりました。

これに伴いまして、地方自治法第290条の規定により、構成する全町村の議決が必要となったため提案するものであります。

変更内容につきましては、先程御承認いただきました、北海道市町村総合事務組合理約の変更と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令

許可)の一部を次のように変更する。

別表第1中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。

附則。

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第60号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長(方川一郎君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第4回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

閉会宣告(午前10時26分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年8月9日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 小笠原 良 美

署名議員 矢 部 隆 之